

[事案 14-7・14-8] 災害入院給付金等請求

同一契約者・被保険者の同一事故に対する保険会社 2 社への申立て

- ・平成 14 年 11 月 1 日 裁定申立書受理
- ・平成 14 年 12 月 6 日 裁定不開始（提訴）

< 申立人の主張 >

単なる過失、不可抗力である熱傷の事故であるから給付金の支払を求める。

< 保険会社側（2社）の主張 >

本件保険契約の約款には保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって保険事故が発生した場合は、給付金を支払わない旨の規定がある。

少なからず注意を払えば、事故を容易に回避することができたにもかかわらず、ズボンに灯油が大量にかかった状態で煙草に火をつけ熱傷したのは、申立人の重大な過失に該当し、給付金の支払いには応じられない。契約者の公平性の観点からも債務不存在確認による訴訟を提起することにより事実認定を明らかにして解決を図りたい。

< 裁定の概要 >

保険会社 2 社より、上記のとおり本件の解決にあたっては債務不存在の確認を求め裁判所に提訴する旨「裁定不承認届」により裁定審査会宛て届出があった。裁定審査会は、保険会社が裁判により解決を図ることについて相当の理由があると認め、申立人宛て「保険会社は、裁判により解決を図ることを明確にしていることから、裁定審査会は裁定を開始しない。」旨の通知を行なった。

なお、本件は平成 14 年 12 月、保険会社 2 社より地方裁判所に提訴が行なわれた。